

令和2年2月21日公表（県公報第80号登載）

監査公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した「ソーシャルメディアの活用状況等について」の行政監査結果（平成31年3月18日30監総第895号）に基づき、知事及び教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年2月21日

福岡県監査委員	藤山泰三
同	行正晴實
同	岩崎勇
同	長裕海

1行経第1553号
令和2年2月 4日

福岡県監査委員 藤山泰三様
同 行正晴實様
同 岩崎 勇様
同 長 裕海様

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成31年3月18日30監総第895号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
人づくり・県民生活部 （生活安全課） 福祉労働部 （久留米高等技術専門校） 農林水産部 （経営技術支援課）	運用ポリシーは、担当所属名や発信目的に加え、禁止事項や免責事項など周知すべき事項が記載されていることから、作成した運用ポリシーをアカウント内で明示していない機関については、早急に明示されたい。	アカウントの運用ポリシーを当該アカウント内に明示した（生活安全課については、閲覧回数が少ないため、平成31年4月1日をもって運用を停止した）。

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
福祉労働部 (労働局労働政策課)	運用ポリシーを当該アカウント内に直接明示せず、ホームページに掲載されている「ソーシャルメディア一覧」のURLをリンク表示している機関があったが、この場合、閲覧者が複数の運用ポリシーの中から該当する運用ポリシーを探し出す必要があるため利便性が低下すること、また、操作を誤って他のアカウントの運用ポリシーを参照する懸念もあることから、明示方法について改善されたい。	アカウントの運用ポリシーを当該アカウント内に明示した。
企画・地域振興部 (東京事務所) 人づくり・県民生活部 (生活安全課) 福祉労働部 (久留米高等技術専門校) 環境部 (環境保全課) 農林水産部 (園芸振興課)	当該アカウント内のホームページURLの記載は、公式アカウントであることを証明するため手段であることから、記載していない機関においては、速やかに記載されたい。	県のソーシャルメディア一覧のURLを当該アカウント内に明示した(生活安全課については、閲覧回数が少ないため、平成31年4月1日をもって運用を停止した)。

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
企画・地域振興部 (東京事務所)	職員個人の携帯端末を使用している機関や第三者の端末から情報発信をさせていた機関においては、セキュリティの確保が困難であることから、速やかに是正されたい。	ソーシャルメディアのアカウントからの情報発信は共用パソコンに限定することとした。
人づくり・県民生活部 (生活安全課) 福祉労働部 (労働局労働政策課、 久留米高等技術専門 校)	閲覧者からの意見や質問について、対応しない旨の運用方針を定めているにもかかわらずアカウント内に明示していない機関においては、閲覧者が誤って意見等を送信するなどし、回答がないことで県政に対する信頼を失い無用な批判を招くおそれもあることから、閲覧者がすぐに認知できるようアカウント内に明示されたい。	閲覧者からの意見や質問について、対応しない旨の運用方針を当該アカウント内に明示した(生活安全課については、閲覧回数が少ないため、平成31年4月1日をもって運用を停止した)。
総務部 (県民情報広報課) 企画・地域振興部 (情報政策課)	ガイドラインは、職務上ソーシャルメディアを利用する際の基本的な考え方や留意点を示すものであり、その内容については、ソーシャルメディアの利用状況等の現状に沿ったものとなっているか、参照する要領等に変更がないかなどについて、定期的に確認の上、必要に応じ改正し周知する必要がある。 これらガイドラインについては、直ちに内容を確認の上、必要な見直しをされたい。	ガイドラインの内容を確認し、平成30年12月に、「福岡県ソーシャルメディア利用ガイドライン」を改正した。 今後、年1回開催している研修などにおいて定期的にガイドラインを確認し、必要に応じて改正を行う。また、改正を行った場合には各所属に対し文書を発出し、周知を行う。

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
総務部 (県民情報広報課) 企画・地域振興部 (情報政策課)	<p>知事部局においては、ガイドライン運用開始時の説明会の開催以降、各部の広報所管課を通じたガイドラインの周知を行うにとどまっております、その後の人事異動により職員が入れ替わった所属や、新しくソーシャルメディアを利用した情報発信を開始する所属においては、ガイドラインが存在すること、また、共同運用機関であってもガイドラインに十分に留意する必要があることなどを認識していないおそれがある。</p> <p>今後は、各所属に対し、文書等により定期的に周知する、あるいは必要に応じて説明会を開催するなど、ソーシャルメディアの適正な運用を図るための取組を実施されたい。</p>	<p>今後、毎年度実施しているホームページ作成システム操作研修で、ガイドラインに沿って、ソーシャルメディアを活用する際の注意事項を説明することとした。</p> <p>同研修の開催にあたってはソーシャルメディアを活用する部署、これからの活用を考える部署が対象であると明記し、参加を求めるとする。また、ガイドラインの改正を行った場合には、各所属に対し、周知文を発出することとした。</p>

1 教財第727号
令和2年2月3日

福岡県監査委員 藤山泰三様
同 行正晴實様
同 岩崎勇様
同 長裕海様

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

平成31年3月18日30監総第895号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
久留米高等学校	運用ポリシーは、担当所属名や発信目的に加え、禁止事項や免責事項など周知すべき事項が記載されていることから、作成した運用ポリシーをアカウント内で明示していない機関については、早急に明示されたい。	運用ポリシーを作成し、アカウント内で明示した。

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
総務企画課	<p>県の公式アカウントとしての証明は、ホームページにアカウントを掲載することにより行うこととしていることから、ホームページにアカウントを掲載していない機関について、速やかに掲示されるよう、利用指針の所管課において対応されたい。</p>	<p>掲載されていなかった機関については、ホームページに掲載した。</p>
美術館 久留米高等学校	<p>利用届出書の提出が遅れた機関においては、改めて手続を確認の上、事務に遺漏のないよう対応されたい。</p>	<p>所属職員に対してソーシャルメディア利用ガイドラインの周知を行った。</p>
美術館 図書館 久留米高等学校	<p>当該アカウント内のホームページ URL の記載は、公式アカウントであることを証明するための手段であることから、記載していない機関においては、速やかに記載されたい。</p> <p>併せて、ホームページにアカウントが掲載されていない機関についても、掲載後速やかに当該アカウント内に記載されたい。</p>	<p>上記のとおり、総務企画課がホームページにアカウントを掲載したことに加え、県のソーシャルメディア一覧の URL を当該アカウント内に明示した。</p>
久留米高等学校	<p>職員個人の携帯端末を使用している機関や第三者の端末から情報発信をさせていた機関においては、セキュリティの確保が困難であることから、速やかに是正されたい。</p>	<p>ソーシャルメディアのアカウントからの情報発信は共用パソコン（所属が管理者権限を有する端末）に限定することとした。</p>

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
美術館 図書館	所属で業務上導入している独自システムの端末を使用していた機関においては、早急に利用指針の所管課に協議の上、必要なセキュリティ対策を講じられたい。	利用指針の所管課に協議して、所属で業務上導入している独自システムの端末について、必要なセキュリティ対策が講じられていることを確認し、ソーシャルメディアの発信業務に使用することについて了承を得た。
久留米高等学校	閲覧者からの意見や質問について、対応しない旨の運用方針を定めているにもかかわらずアカウント内に明示していない機関においては、閲覧者が誤って意見等を送信するなどし、回答がないことで県政に対する信頼を失い無用な批判を招くおそれもあることから、閲覧者がすぐに認知できるようアカウント内に明示されたい。	アカウントの運用ポリシーを当該アカウント内に明示した。

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
総務企画課	<p>ガイドラインは、職務上ソーシャルメディアを利用する際の基本的な考え方や留意点を示すものであり、その内容については、ソーシャルメディアの利用状況等の現状に沿ったものとなっているか、参照する要領等に変更がないかなどについて、定期的に確認の上、必要に応じ改正し周知する必要がある。</p> <p>これらガイドラインについては、直ちに内容を確認の上、必要な見直しをされたい。</p>	<p>ガイドラインについては、運用要領の改正や組織の改編等を確実に反映させ、必要な改正を行った。</p> <p>令和元年度以降、必要に応じて、ガイドラインの内容を適切に改正することができるよう、知事部局の関係各課と情報共有を密にすることとした。</p>
総務企画課	<p>教育委員会においては、通知の発出以降、周知に関する取組が特になされていなかった。そのため、その後の人事異動により職員が入れ替わった所属や、新しくソーシャルメディアを利用した情報発信を開始する所属においては、ガイドラインが存在すること、また、共同運用機関であってもガイドラインに十分に留意する必要があることなどを認識していないおそれがある。</p> <p>今後は、各所属に対し、文書等により定期的に周知する、あるいは必要に応じて説明会を開催するなど、ソーシャルメディアの適正な運用を図るための取組を実施されたい。</p>	<p>平成30年8月にガイドラインを改定し、各所属へ周知と適正な事務処理について依頼した。</p> <p>令和元年度以降、毎年度、教育庁各課、出先機関及び県立学校宛に、ガイドラインを添付したうえで適切な運用について文書による依頼を行うこととした。</p>